別表 木材産業等高度化推進資金の利率

令和7年3月25日施行

		1			令和7年3月25日施行
資金名		資金名	貸付利率 (年%以内)	償還期限 (年以内)	貸付限度額
事業経営改善計画に基づく資金	事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	短期資金 2.00 (1.90) [1.70]	短期資金 1 〈一〉	1億円 特認2億円 [素材の年平均生産量 10,000m3以上] [素材の年平均引取量 15,000m3以上] [木材製品の年平均引取量 20,000m3以上] 特認4億円 [素材の年平均引取量 30,000m3以上] [木材製品の年平均引取量 40,000m3以上] 特認5億円 [素材及び木材製品の年平均引取量 50,000m3以上]
		新規需要創出資金	短期資金 [1. 70]		1億円
構造改善計画に基づく資金	木材高度加工資金	木材高度加工資金	短期資金	短期資金 1 〈一〉	1億円 特認2億円 [JAS無垢材の製造を行う者]
林業経営改善	林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金	短期資金	短期資金 1 〈一〉	5千万円 特認1億5千万円 [造林の年間施業面積 500ha以上]
善計画に基づく資金		伐採・造林一貫作業推進資金	短期資金 (1. 90) [1. 70]		1億円 特認2億円 [素材の年間平均生産量 10,000m3以上]
木材安定供給確保事業計画に基づく資金	木材安定供給資金	木材安定供給資金	短期資金 [1. 70]	短期資金 1 〈一〉	3億円 特認4億円 [協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結 時から5パーセント以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格 が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあって も、借受者の償還が適切に行われると認められること]

注1: 貸付利率における()は3倍協調資金の利率、[]は2倍協調資金の利率。

注2: 貸付期限における〈〉は据置期間であり、償還期間に含む。

注3: 貸付限度額における[]は貸付限度額の特認条件。

注4: 手形書換が行われる場合であっても当該貸付の期間中(認定期間)は当初貸付時における利率を適用する。